



職場内で回覧・掲示をお願いします

CONTENTS

- 健康保険委員研修会 YouTube にて動画配信中
- 保険料率が変わります ●保険証の発行について など

健康保険委員研修会 YouTube にて動画配信中

協会けんぽ兵庫支部のYouTubeにて、健康保険委員研修会の動画を配信しております。配信期間中は、いつでもどこでも参加可能。よくある質問も交えた制度の紹介やマイナンバーカードの最新情報など、約15分の動画を4本配信中です。ぜひご覧ください。

配信期間 令和6年5月31日(金)まで

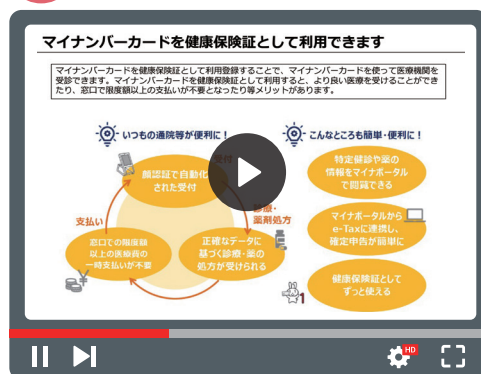
視聴方法

申込不要・参加無料
ご視聴はこちらから

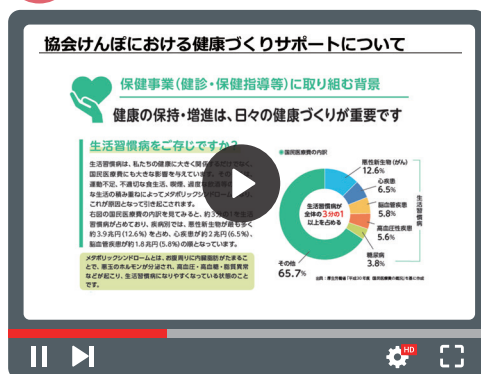
01 任意継続保険・傷病手当金の申請のポイント



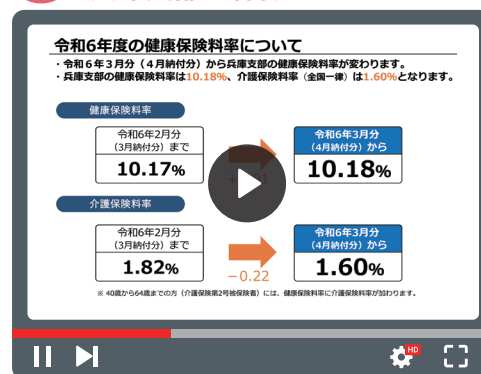
02 マイナンバーカードの保険証利用



03 協会けんぽにおける健康づくりのサポートについて



04 令和6年度健康保険料率と兵庫支部の特徴



問い合わせ先 078-252-8701 (音声ガイダンス 2→5) 全国健康保険協会 兵庫支部 企画グループ

兵庫支部の保険料率が変わります

令和6年3月分(令和6年4月納付分)からの保険料率をお知らせします。

	令和6年2月分まで	令和6年3月分から
健康保険料率	10.17%	10.18%
介護保険料率	1.82%	1.60%

令和6年度の保険料額表はこちら

全国健康保険協会 兵庫支部
協会けんぽ

〒651-8512 神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST

☎ 078-252-8701(代表) ▶おかけ間違いにご注意ください

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hyogo/

●申請書はホームページから印刷できます

協会けんぽ 兵庫

▶申請書の提出は
郵送をご利用ください

●メールマガジン会員募集中

▶毎月1回無料で配信中

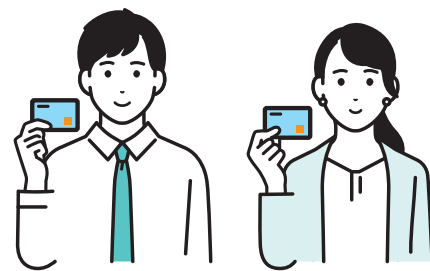
▶最新情報をいち早くお届け

ご登録は
コチラ

保険証の発行について

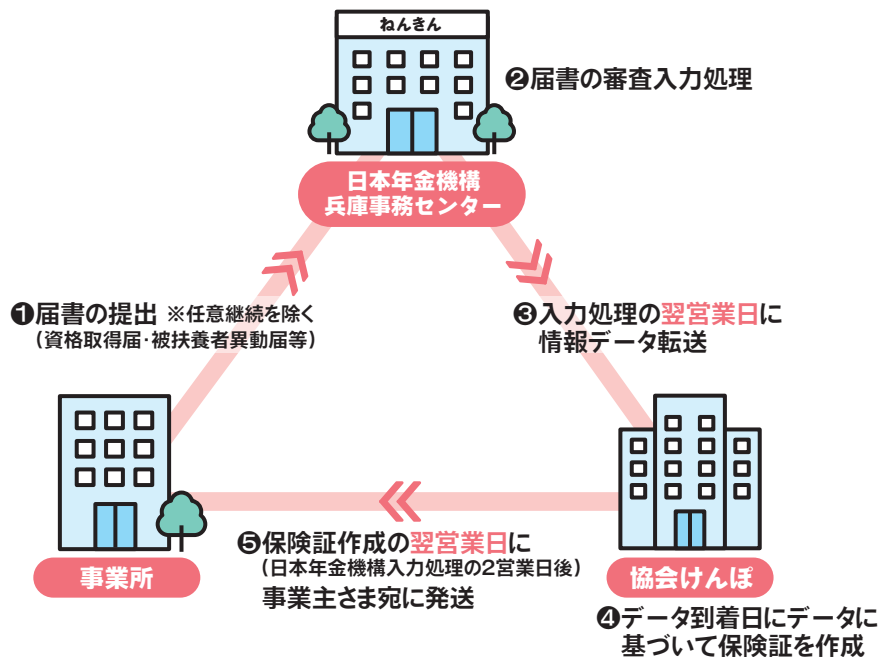
保険証は、加入手続き後、被保険者およびその被扶養者に個人単位（1人に1枚）で交付されます。また、70～74歳の方には、保険証のほかに「高齢受給者証」が別に交付されます。

▼ 保険証が届くまでの流れ



発行手続き中における注意点

入社直後等で、保険証が届く前に医療機関を受診される場合は、いったん全額（10割）をお支払いいただき、あとから**療養費（立替払）**をご申請ください。
協会けんぽ負担分（7割もしくは8割）の払い戻しを受けることができます。



お知らせ

令和6年12月2日に予定されている保険証とマイナンバーカードの一体化につきましては、詳細が判明次第、当紙やホームページ等でお知らせいたします。

立て替えた医療費が
戻ってくる

療養費 (立替払)の 申請方法

STEP 1 窓口で医療費を
全額（10割）支払う



要確認！

支払った医療費が全額払い戻されるわけではなく、実際に支払った金額から加入者が負担すべき額を差し引いた額が払い戻されます。保険診療が認められないものは支給の対象外です。

STEP 2 必要書類を
協会けんぽへ提出

申請に必要な書類

- ☒ 療養費支給申請書（立替払等）
※協会けんぽホームページよりダウンロード可能
- ☒ 領収書（原本）
- ☒ 診療報酬明細書

STEP 3 療養費（7割or8割）が
支給される



保険証を使用できるのは **退職日** までです！

保険証は、退職日の翌日から使用できなくなります。退職日の翌日以降に保険証を使用して医療機関を受診してしまうと…
後日、**総医療費の7割もしくは8割を協会けんぽに返還**いただくことになります。

兵庫支部では、資格喪失後の受診により、
総額約2億円の返納金（令和4年度）が
発生しています！

事務ご担当者さまへお願い

「被保険者資格喪失届」と「回収した保険証」を日本年金機構兵庫事務センターへご提出ください。
届出を電子申請で行う場合には、電子申請の到達番号がわかる画面を添付して郵送等にて日本年金機構へご返却ください。

資格喪失届ご提出時に保険証が添付されていない場合は、「保険証回収のご案内」を事業所さまと被保険者さまへ送付しています。資格喪失届ご提出後に回収できた保険証は、その都度すみやかに協会けんぽ兵庫支部へご返却ください。

医療費の適正化を図るためにも、
保険証の回収にご理解とご協力をお願いします。